

平成28年（行ウ）第9号 権利変換計画不認可処分取消等請求事件

原告 新町西地区市街地再開発組合

被告 徳島市

第3準備書面

平成29年3月8日

徳島地方裁判所第2民事部 御中

被告訴訟代理人

弁護士 朝 田 啓



同 志 摩 恭



同 安 田 稔



同 重 松 崇

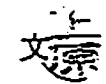


被告指定代理人

徳島市職員 横 山



同 上 原 孝



同 富 山



同 高 田 義



同 細 川 将



同 原 田 和



同 北 地 祐



同 高 田 陽



第1 原告準備書面（5）に対する反論

1 同準備書面第1の1項について

原告の主張は、「行政としては、認可されるべきものについては他の立場においても認可されることを前提とし、認可に矛盾しない行動を取らなければならない、逆に認可されないものについては、他の立場においても認可されないことを前提としなければならない、認可を前提とするような行動をしてはならない。」というものである。

これを咀嚼すれば、そもそも被告において本件認可申請が「認可されない」ものと考えているのであれば、認可権者とは別の立場（例えば地権者としての立場）でも、それを前提とした対応（例えば地権者として同意しない）を取るべきであったというものと考えられる。

原告のかかる指摘は、いわゆる「白紙撤回」の前と後で被告の政策が異なったことを、時的観点ではなく、部局別の観点（立場の観点）から言い換えたに過ぎず、これまでも、原告が訴状請求の原因第5「被告市の政策変更（「白紙撤回」）の不合理性」などで主張し、被告も市長の交代により民意が示された以上、本件ホールの整備を白紙撤回することは当然許されると主張している点で判断すれば足り、本件は独立の争点にはなり得ない。

2 同準備書面第2の3項について

(1) 同(2)について

平成27年11月の住民訴訟判決（乙1）により都市計画の変更の手続を要することになったところ、「都市計画変更の手続が権利変換計画の段階でなされている必要はなく、事業の完成までに変更されていけばよい」との原告の指摘については、被告として、その当否を一義的に論じることは困難である。

本件においては、都市再開発法を運用する自治体として、住民訴訟判決の論旨を尊重し、その指摘を真摯に受け止め、それに沿った事務を行うことが適当であると判断し、このような経過をたどったものである。

また、既に述べたように、国から交付金の配分を得られる見通しもなく、そのために被告も新町西地区市街地再開発事業費の予算計上もできない状況の中で、県の対応を横目に被告が都市計画の変更の手続のみを進めることは困難であるし無意味である。（そもそも、原告は「自治紛争処理委員の審査等を経て」などと主張するが、仮にかかる審査を経るとしても一定の期間を要するであろう。）

なお、原告の指摘の当否はともかくとしても、原告は本件訴訟で「ポイント・オブ・ノーリターン」の概念を強調しているところ、この「ポイント・オブ・ノーリターン」、すなわち権利変換期日が到来すれば、もはや事業を中止することはできなくなるという概念と、「都市計画変更の手続が権利変換計画の段階でなされている必要はなく、事業の完成までに変更されていけばよい」との命題は、一見して矛盾していることが明らかである。（仮に権利変換計画を認可し、権利変換期日が到来した後に都市計画変更の手続を実施したとすれば、都市計画の変更が何らかの事情で頓挫する可能性がある以上、「ポイント・オブ・ノーリターン」にもかかわらず、都市計画の変更が完了しないため、事業の中止も完成もできない事態が想定されるからである。）

(2) 同(3)について

被告が国の交付金の申請を取り下げざるを得なかったのは、被告の独自の判断による事情ではない。

そもそも市町村が社会資本整備総合交付金の交付申請を行おうとするときは、都道府県を經由して申請しなければならず、当該都道府県は交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査することとなっており、そして当該都道府県は審査の結果を踏まえて社会資本整備総合交付金交付申請（市町村）報告書を作成し、それを添付の上で市町村から提出を受けた交付申請書を国土交通省（地方整備局長）に提出することになっている（社会資本整備総合交付金交付申請等要領第1の2項、5項）。

したがって、交付金の配分は、国が市町村等の事業状況などを勘案して可否及び配分額を判断するだけでなく、都道府県も関与しているものである。

本件交付金申請についても、被告は国や県に相談しながらその後の対応を検討したが、交付金申請を行うためには、まずは当該交付金事業にかかる市の予算措置を行うことが必要（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項）であった。しかし、予算の執行が不確定（都市計画の変更及び権利変換計画の認可の時期が不確定）な状況の中で補正予算を計上し、議会に諮ることは困難であると判断し、12月議会へ補正予算を計上することを見送ったのである。

また、その後、県が都市計画の変更にかかる事前協議を拒否し続けたことによりさらに事業に遅れが生じること（平成27年度内（3月末）に都市計画の変更及び権利変換計画の認可ができないこと）が確実となり、平成28年3月議会への補正予算を計上することも断念し、平成27年12月11日に国に対し交付金の取下げを伝えたものである。

つまり、予算措置を見送ったことや交付金を取り下げたことは、被告がそう判断せざるを得ない事情が生じたからであり、市が独自に自由な立場で判

断がなされたものではない。

(3) 同(4)について (他事例について)

原告は、「都市計画決定後に中止になっている事例はあるが、再開発組合の設立や事業認可がなされた以降に事業を中止した事例はないものと思われる」とする。

しかしこれも誤りである。

公益社団法人全国市街地再開発協会は、「市街地再開発2016（データ編）」を刊行している。この資料には「第2章 市街地再開発事業関係データ」の中に、「1 市街地再開発事業の進捗状況等 (2) 都道府県別進捗状況」として事業別の進捗状況を表にまとめている。

乙9号証は、その必要な部分の抜粋であるが、「組合施行で事業計画の認可後に中止となった事業」は次の3例がある。

① 伊勢市（宇治山田駅前）

都市計画決定 平成3年4月16日

事業計画認可 平成4年9月4日

なお、事業中止に伴う組合解散日は平成11年1月29日である。

② 大牟田市（大正町1丁目地区）

都市計画決定 平成3年3月18日

事業計画認可 平成11年2月1日

なお、事業中止に伴う組合解散日は平成14年12月16日である。

③ 伊勢原市（伊勢原駅北口A街区）

都市計画決定 平成2年9月18日

事業計画決定 平成12年3月21日（最終）

なお、伊勢原市の事例は、組合が伊勢原市に対し債務があるなどのことから組合の解散には至っていないが、神奈川県県土整備部公共事業再評価委員会で平成15年11月に中止の決定がなされ、国土交通省から

も中止事業として平成16年3月末時点で公表されている。

このように、事業計画認可（事業計画決定）後に事業が中止された事例は存在するのであり、原告の主張は誤認である。（そもそも、これまで原告は権利変換期日の到来を「ポイント・オブ・ノーリターン」と主張し、それを強調しつつ本件事業では権利変換計画認可申請をもって実質的に「ポイント・オブ・ノーリターン」状態だと述べていた。ところが原告準備書面（5）では、「事実上、事業計画の認可がポイント・オブ・ノーリターンとなっているのである。」などとして、さらにその時期が前倒しになっているのである。原告の本訴における主張の根幹が「ポイント・オブ・ノーリターン」の概念であったと思われるところ、その「ポイント・オブ・ノーリターン」の概念がこれほどまで変動すること自体、原告の主張が不安定であることを浮き彫りにしていると言わざるを得ない。）

（なお、個人施行の事例であるため余談ではあるが、権利変換計画認可がなされているにもかかわらず、事業を完成することができず中止（表記上は休止）になっているものもある。秋田市の秋田駅前北第一がそれに該当し、平成12年3月14日に権利変換計画認可があったものの、以後事業は進んでいない。（無論、秋田市や秋田県が事業代行（法112条）を行ったこともないし、その予定もない。））

(4) 同(4)について（その他の部分）

原告は、『「白紙撤回」による「権利変換計画の不認可」という処分によって本件事業を中止に追い込もうとする行為』などと、（本件ホール整備事業の）白紙撤回と、本件不認可処分をあたかもワンセットであるかのように記載しているが、市の政策判断と認可権者としての判断は厳然と区分されるべきである。

無論、被告の「本件ホールを購入しない」という政策決定が、事業計画に影響を与えたことは否定しないが、「本件事業を中止に追い込もう」として

本件不認可処分を行ったわけではない。原告も主張するように、認可申請に対して認可すべきものは当然認可し、認可できないものは当然認可できないところ、本件認可申請は既に述べたように認可ができるような熟度に達していないことから、認可権者として不認可の判断を行っただけである。

また、本件事業に反対の立場を取る議員の対応に関し、「組合設立・事業計画認可の段階では、すでに事業の中止は現実的でないとして」などと原告は記載するが、かような発言はどこにもないし、原告の思い込みに過ぎない。

3 同準備書面第3について

事業代行をめぐる原告の主張は偏頗的であると言わざるを得ない。そもそも事業代行という制度は、組合施行・個人施行・再開発会社施行といった事業完成能力において脆弱な施行者に関し、公共的・公益的見地から地方公共団体の予算と労力を投下してもなお事業を完成すべき場合のために設けられたものである。

このような制度が極めて特殊なものであることは論を俟たないが、だからこそ、都道府県知事（本件では徳島市長）が事業代行を行うかどうか、その可否の判断はまさに知事（ないし市長）の自由裁量というべきである。（原告は、原告準備書面（5）の8頁下から6行目で「申請がなくても、都道府県知事の判断で事業代行の開始が必要と認めればいつでも事業代行の開始を決定することができる。」と述べ、まさに「判断」という裁量があることを認めておきながら、一方で被告に対してはさも羈束的に事業代行を決定しなければならないかのような使い分けを行うこと自体、恣意的な解釈と言わざるを得ない。）

4 同準備書面第4について

本件事業で計画されていたホール面積等は、報道等により誤解があつては

ならないので、原告準備書面（5）の誤記を敢えて訂正する。

乙10号証の通り、原告は「本件事業で建築されるホールは、大ホール棟だけでも敷地面積8547m²、建築面積5940m²あり、」というが、この数字は事業計画変更認可（平成27年10月、訴状11頁上から4行目参照）前の「大ホール棟の他に、住宅商業棟も含んだ、山側街区全体として、平成26年8月の組合設立時の事業計画書に記載されている数値」であると思われる。

仮に面積を訂正するのであれば、「本件事業で建築されるホールは、大ホール棟だけでも敷地面積約5200m²、建築面積約4600m²あり、」とすべきである。（ただし、この数値は、事業計画書に記載されているものではなく、このたび、原告の資料等をもとに算出した概ねの数値である。）

以上